

北秋田市高齢者障害者等外出支援サービス事業利用者負担金の見直し(案)

1. 見直しを行う理由

北秋田市では、自力では歩行が困難な方でも住み慣れた自宅で生活をしながら、通院や買い物、交流ができるよう、市全体で外出を支援する「北秋田市高齢者障害者等外出支援サービス事業」を行っています。

この事業は、運行業務を市内事業所に委託しており、その委託料は利用される方からの負担金と市費で賄われています。

これまで、外出支援サービス利用者負担金は、実際の走行距離に関係なく旧町間ごとに定額制で設定されておりましたが、負担の公平性を図るため、走行距離を基にした負担金に見直しをすることといたしました。

また、運行委託料も走行距離による算定とし、明確な料金体系を示すことにより、市民の理解と適正な事業運営につながるものと考えます。

この事業は、市民の皆様のご理解とご協力が何よりも必要と考え、パブリックコメントを行うこととしました。市民の皆様のご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

○北秋田市高齢者障害者等外出支援サービスとは

【主旨】

北秋田市介護予防・地域支え合い事業の在宅福祉サービスの一つ。

市内に住所を有する高齢者や障がい者等で、公共の交通機関の利用が困難な者に対し、医療機関や社会参加等への移動手段を提供することにより、在宅生活の支援の向上を図る。

【対象者】

高齢者：要介護4・5に認定されている在宅者、その他自力で歩行ができない在宅者
障がい者：身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級
同等者：人工透析者（車椅子等が必要な者）

【利用状況】

H30実績	高齢者登録数	170人	年間利用回数	2,199回
H30実績	障害者登録数	53人	年間利用回数	2,096回

2. 基本的な考え方（受益者負担金の原則と算定方法の明確化）

行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性の観点から、受益者（利用者）に対しては利用者負担金として応分の負担を求めるとともに、その積算根拠を明確にする必要があります。

3. 市の外出支援サービスの必要性について

広範囲な面積を有する北秋田市の現状は、タクシー会社の福祉タクシーは運行しておらず、民間事業所が運行している介護タクシーが少数で、市内の自力では歩行が困難な方の需要に対する十分な移動サービスが確保できておりません。

このことから、今後も過疎化と高齢化が見込まれる本市において、外出支援サービス事業を適正に運営し、対象者の移動支援を継続していく必要があります。

4. 利用者負担金（現行）

単位：円

支援地域 居住地	旧鷹巣町	旧合川町	旧森吉町	旧阿仁町	大館市 能代市	県内 他地域
旧鷹巣町	500	600	700	1,000	2,000	5,000
旧合川町	600	500	600	900	2,600	
旧森吉町	700	600	500	800	2,600	
旧阿仁町	1,000	900	800	500	3,000	

* 上記表に掲げる金額は、居住地から支援地域までの片道あたりの額とします。

5. 利用者負担金（改定案）

単位：km 以上～km 未満、円

距離	負担金	距離	負担金
0～2	400	50～55	3,100
2～4	500	55～60	3,350
4～6	600	60～65	3,600
6～10	800	65～70	3,850
10～15	1,000	70～75	4,100
15～20	1,300	75～80	4,350
20～25	1,600	80～85	4,600
25～30	1,850	85～90	4,850
30～35	2,100	90～95	5,100
35～40	2,350	95～100	5,350
40～45	2,600		
45～50	2,850		

* 利用者負担金は、一般タクシー料金を基に距離区分(2～5 km)毎に定めます。

6. 定額制から距離制に移行後の料金の増減及び経過措置

経過措置

料金表の改正により、現行の料金を大きく上回る場合の激変緩和措置として、下記のとおり3年目に完全実施を行います。

*1年目の令和2年度は増分の3割分を実施(100円未満切り捨て)

*2年目の令和3年度は増分の6割分を実施(100円未満切り捨て)

現行		改定後				
区間	負担金	距離	負担金 令和4年度 完全実施	増減	経過措置	
					令和2年度 増分の3割実施	令和3年度 増分の6割実施
鷹巣～鷹巣 合川～合川 森吉～森吉 阿仁～阿仁	500	0～2	400	△100	400	400
		2～4	500	0	500	500
		4～6	600	100	500	500
		6～10	800	300	500	600
		10～15	1,000	500	600	800
鷹巣～合川 合川～森吉	600	0～2	400	△200	400	400
		2～4	500	△100	500	500
		4～6	600	0	600	600
		6～10	800	200	600	700
		10～15	1,000	400	700	800
		15～20	1,300	700	800	1,000
鷹巣～森吉	700	10～15	1,000	300	700	800
		15～20	1,300	600	800	1,000
		20～25	1,600	900	900	1,200
森吉～阿仁	800	10～15	1,000	200	800	900
合川～阿仁	900	15～20	1,300	400	1,000	1,100
		20～25	1,600	700	1,100	1,300
		25～30	1,850	950	1,100	1,400
		30～35	2,100	1,200	1,200	1,600
		35～40	2,350	1,450	1,300	1,700
		40～45	2,600	1,700	1,400	1,900

鷹巣～阿仁	1,000	25～30	1,850	850	1,200	1,500
		30～35	2,100	1,100	1,300	1,600
		35～40	2,350	1,350	1,400	1,800
		40～45	2,600	1,600	1,400	1,900
		45～50	2,850	1,850	1,500	2,100
		50～55	3,100	2,100	1,600	2,200
鷹巣～大館 鷹巣～能代	2,000	15～20	1,300	△700	1,300	1,300
		20～25	1,600	△400	1,600	1,600
		25～30	1,850	△150	1,850	1,850
		30～35	2,100	100	2,000	2,000
		35～40	2,350	350	2,100	2,200
		40～45	2,600	600	2,100	2,300
		45～50	2,850	850	2,200	2,500
合川～大館 合川～能代 森吉～大館 森吉～能代	2,600	25～30	1,850	△750	1,850	1,850
		30～35	2,100	△500	2,100	2,100
阿仁～大館 阿仁～能代	3,000	75～80	4,350	1,350	3,400	3,800
市内～県内	5,000	40～45	2,600	△2,400	2,600	2,600
		50～55	3,100	△1,900	3,100	3,100
		80～85	4,600	△400	4,600	4,600
		90～95	5,100	100	5,000	5,000
		95～100	5,350	350	5,100	5,200

7. 改定案の審議と周知について

今改定案については、今後3月議会に上程を予定しています。

料金表の改定にあたっては、利用対象者及び委託事業者、関係機関に周知を図り円滑に改定が実施されるよう万全を期すものとします。